

令和元年度 障害福祉サービス等事業者講習会 資料集  
正誤表

訂正箇所 (頁/行)	訂正内容	
	誤	正
26頁/6行	夜間支援従事者が、夜間・深夜の時間帯を通じて支援を行うことが必要です。(夜間支援体制加算 I については、 <u>午前</u> 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)	夜間支援従事者が、夜間・深夜の時間帯を通じて支援を行うことが必要です。(夜間支援体制加算 I については、 <u>午後</u> 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)